

仕 様 書

第1 委託件名

令和4年度 ユニークベニュー専用ウェブサイト既存掲載ユニークベニュー施設の
装飾写真撮影等業務委託

第2 委託目的

東京都及び公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）では、東京でのビジネスイベント（MICE）の誘致・開催に向け、東京ならではの地域特性や特別感を演出しながら会議やイベントを開催できるユニークな施設等（以下「ユニークベニュー」という。）をPRし、その利用促進を図るため、東京のユニークベニュー専用ウェブサイト（TOKYO Unique Venues）（以下「UVウェブサイト」という。）を開設している。

これについて、ユニークベニューでのイベント開催を企画するプランナー等に対し、会場選定時の施設利用イメージの訴求を高めるため、掲載中のユニークベニュー施設の活用形式を具体的にイメージできるような写真撮影及び図面を作成し、追加掲載することで、ビジネスイベント開催都市としての東京の魅力を発信し、その誘致等を一層促進することを目的とする。

第3 契約期間

令和4年6月8日から令和5年2月28日まで

第4 履行場所

財団が指定する場所

第5 委託内容

1 業務概要

UV ウェブサイトに新たに掲載する施設装飾写真（数量、内容等は以下「2 委託業務詳細」に記載）を撮影・制作し、財団の指定する場所に納品すること。

【参考】UV ウェブサイト（TOKYO Unique Venues）

東京都内のユニークベニューの魅力発信の一環として、その認知度向上、及び財団内のユニークベニューワンストップ総合支援窓口（以下、「ワンストップ窓口」という。）への問合せ及びユニークベニュー利用促進を目的に開設。国内外のビジネスイベント主催者及びミーティングプランナー、DMC等への情報発信、PRを行っている。

(日) <https://uniquevenues-jp.metro.tokyo.lg.jp/>

(英) <https://uniquevenues-en.metro.tokyo.lg.jp/>

2 委託業務詳細

(1) 既存施設ページの追加コンテンツ制作

「第2 委託目的」をふまえ、UV ウェブサイトに掲載中の施設のうち、イベント開催ニーズの高い20施設程度について、以下の業務を行うこと。

なお、対象施設は原則として財団より別途指定するものとするが、UV ウェブサイトの管理・運營業務の受託事業者と十分に連携し、掲載までに必要な連絡調整や対応を行うこと。

ア イベント利用時の活用シーンを想定した施設画像の作成

各施設をパーティ（レセプション）会場として活用する場合の活用イメージが想起できる画像（各施設あたり、正餐、立食、カクテルスタイル等の3点程度）の作成（撮影）を行うこと。

なお、撮影は受託者による各施設での新規撮影を原則とし、事前の視察（ロケーションハンティング）や、パーティ（レセプション）の装飾・設営にかかる各種手配のほか、スタッフや機材・備品等、本契約の範囲において受託者が必要とする対応については受託者の責任、及び受託者の費用負担にて行うこと。施設側が有する資材や備品等を有償・無償にてレンタルして撮影を行う場合も同様とする。

撮影した写真については、全体のデザインに合わせた色調等の調整、デザイン上不要な対象を削除・追加等を行うこと。ただし、レイアウト・デザイン内に効果的にはめ込めるサイズ・大きさとし、印刷しても違和感のない精度にすること。

また、納品物については、施設を撮影した画像1点以上を含むことを前提とし、撮影した画像と同等な施設利用のイメージを作成できる場合は、残りの納品素材については3D等の画像処理による加工等を施したものでも可能とする。ただし、すべて財団より承認を受けること。

イ イベント利用時の図面作成（3種類）

上記アに伴い、新規に撮影を行う施設のメイン会場の図面を3種類（①レイアウトなし ②正餐スタイル ③立食スタイル）作成すること。図面データについては原則として財団支給または必要に応じて施設側より徴取のうえ、必要な加工等を行うこと。

ウ 施設との連絡調整

撮影予定施設の決定後、上記ア及びイの業務を円滑に行うため、施設との撮影日程の調整から、撮影後納品物の確認等、本件業務にかかる一連の施設との連絡調整を主体的に、かつ適切に行うこと。

エ 受託者との調整開始から納品完了までのスケジュール管理

契約締結後、速やかに本件業務のスケジュールを作成し、財団の承認を得て実施すること。

なお、ウェブサイトへの掲載調整期間を考慮し、納品完了は令和5年2月末を目途とする。

(2) 共通事項

ア 国内外のターゲットを意識した魅力的な素材作り等を意識すること。

イ 施設等を MICE イベント等で利用するという視点・観点を持ち、イベント利用に効果的なコンテンツ等を追及すること。

ウ 東京及びユニークベニューの魅力が広く伝わるデザインとすること。

エ 諸外国との関係に配慮し、特定の国や文化、宗教等を連想させないデザインであること。

(3) その他

財団から本委託業務に関する調査依頼があった場合は、適切に対応し協力すること。

第6 成果物

1 成果物

(1) 報告書

上記の委託内容につき、報告書としてまとめ、財団が指示する日時までに財団に納品すること。

(2) 制作物

撮影を行う20施設程度に対し、以下のすべてのデータを電子データにて財団に納品のこと。納品時はDVD-ROM等に収め、3部納品とする。

ア. イベント実施時の活用シーンを想定した施設画像

イ. イベント利用時の図面（3種類）

(3) その他

ア 要件

制作物について、1点につき約400万画素以上または2240×1680ピクセル以上とする（全てA4印刷に耐え得る写真（画像）データであること）

イ 著作権

原則として、全ての写真（画像）の二次利用が可能であること。

2 納期

本委託履行期間中において、随時、制作物を納品することとし、令和5年2月末までにはすべての制作物を財団に納品のこと。

第7 賠償責任

本委託の履行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の原因が、不可抗力、その他やむを得ない事由のときは、財団と受託者が協議の上、その処理方法を決定する。

第8 著作権

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に伴う成果物について、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ財団の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) 上記規定は、受託者の従業員、第 10 項により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) 上記（1）及び（2）の規定については、財団が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、本委託業務の実施に伴う成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）を、財団に無償で譲渡するものとする。ただし、成果物に使用又は包括されている著作物で受託者が本契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を財団に許諾するものとし、財団は、これを本委託業務の成果物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。
- (5) 成果物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、財団はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (6) 成果物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、財団の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

第9 守秘義務

受託者は、第 10 項により財団が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第 10 項により財団が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。受託者は、業務上知り得た秘密が漏洩することがないように十分注意すること。

第10 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

第1 1 個人情報保護

- (1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙1「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。
- (2) 本件における「個人情報」として、以下の事項を想定している。
 - ① 当財団職員を含め、本事業の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど
 - ② また、他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスなど）も保有している場合においては、同様に個人情報とみなす。
- (3) 本事業の遂行にあたり第10項により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報を扱う場合は、別紙1「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。
 - ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
 - ② 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証書類

第1 2 天災その他不可抗力による契約内容の変更

天災事変その他不測の事由に基づく経済情勢の激変や、疫病の流行等により、本委託の実施途中でも委託内容の見直しを図ることがある。その実情に応じ、財団は受託者と協議の上、本委託契約の契約金額、契約内容を変更することができるものとする。

第1 3 支払方法

受託者への支払は、別紙2「委託完了届」による財団担当者の検査終了後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

第1 4 環境により良い自動車利用

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (1) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減

等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対象地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の掲示又は写の提出を求められた場合には、速やかに掲示し、または提出すること。

第15 その他

- (1) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) この契約にかかる費用は、全て契約金額に含むものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団コンベンション事業部 横井・中村・大村 電話：03-5579-2684
